

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月7日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 260-0024

住 所 千葉県千葉市中央区中央港

法人名 東亜建設工業株式会社千葉支店

代表者 川島 仁

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 043-242-2623

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東亜建設工業株式会社 千葉支店
事業場の所在地	千葉県管轄区域内
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 建設業 中分類： 総合工事業
②事業の規模	（対象区域前年度完成工事高）4,902
③従業員数	91人（正社員68人、常勤関係職員23人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 添付資料のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり
	排出量	6212.9 t t
	(これまでに実施した取組) ■産業廃棄物の3Rの水深と法令順守 (1)現場での分別強化・発生量の抑制・再利用・再資源化の促進に向けた、支店内及び現場ない環境教育や環境清掃活動を通じて指導を実施した。 (2)法令順守に向け、中間処理及び最終処分場の着工前、施工中、処理後の立会監視を実施した。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり
	排出量	4911 t t
	(今後実施する予定の取組) ■産業廃棄物の3Rの水深と法令順守（継続） (1)現場での分別強化・発生量の抑制・再利用・再資源化の促進に向けた、支店内及び現場ない環境教育や環境清掃活動を通じて指導を実施する。 (2)法令順守に向け、中間処理及び最終処分場の着工前、施工中、処理後の立会監視を実施する。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 小規模工事が多く、施工高当たりの混合廃棄物の割合が高くなっている。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事の内容に合わせ可能な限り分別の強化とリサイクル率強化を図る。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 工事の仕様により可能な場合は、こんくりーとがら、アスファルト・コンクリートがらを現場内で破砕し再利用を行うことがあるが前年度は実績なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引続き可能な場合は、こんくりーとがら、アスファルト・コンクリートがらを現場内で破砕し再利用を行うことがあるが現時点では予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
（これまでに実施した取組） 処理施設を保有していない為、自社では中間処理を行わない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組） 処理施設を保有していない為、自社では中間処理を行わない。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 自社で埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引続き自社で埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

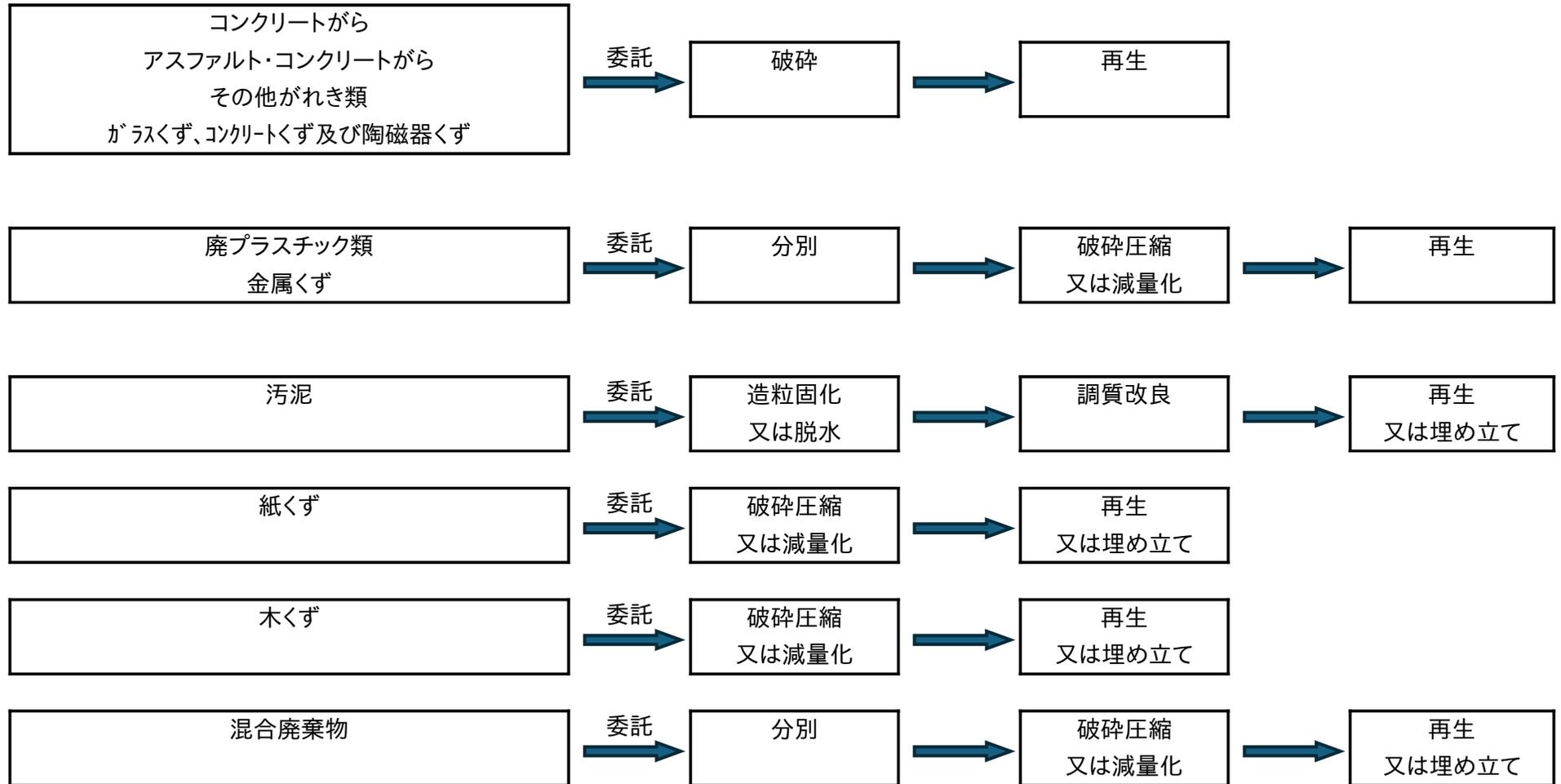
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全処理委託量	6212.9 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	182.9 t	t
	再生利用業者への処理委託量	6030 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ■産業廃棄物の3Rの水深と法令順守 (1)現場での分別強化・発生量の抑制・再利用・再資源化の促進に向けた、支店内及び現場ない環境教育や環境清掃活動を通じて指導を実施した。 (2)現場内でのBOX仕分け、分別処理、ごみくずの減量化を実施した。 (3)法令順守に向け、中間処理及び最終処分場の着工前、施工中、処理後の立		

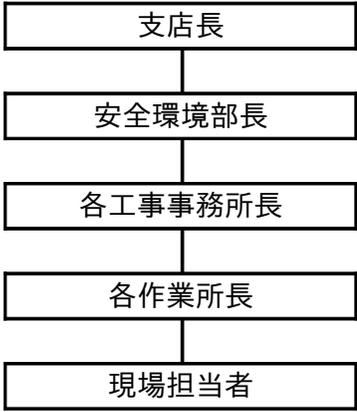
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全処理委託量	4911 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	81 t	t
	再生利用業者への処理委託量	4830 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<p>■産業廃棄物の3Rの水深と法令順守(継続)</p> <p>(1)発生量の抑制、再利用、再資源化等を促進する。具体的には現場内での分別強化、支店内および現場内の環境教育や環境清掃活動等を通じ、分別解体、3R、工事管理利用等再資源化・縮減対策等の指導を強化し、更なる減量化とリサイクル率向上を目指す。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。





別紙 1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

■産業廃棄物の 3 R の水深と法令順守

- (1)現場での分別強化・発生量の抑制・再利用・再資源化の促進に向けた、支店内及び現場ない環境教育や環境清掃活動を通じて指導を実施した。
- (2)法令順守に向け、中間処理及び最終処分場の着工前、施工中、処理後の立会監視を実施した。

■産業廃棄物の 3 R の水深と法令順守（継続）

- (1)現場での分別強化・発生量の抑制・再利用・再資源化の促進に向けた、支店内及び現場ない環境教育や環境清掃活動を通じて指導を実施する。
- (2)法令順守に向け、中間処理及び最終処分場の着工前、施工中、処理後の立会監視を実施する。
- (3) 3 R 推進の垂れ幕を掲示して、ごみの分別に一層注力する。

小規模工事が多く、施工高当たりの混合廃棄物の割合が高くなっている。
工事の内容に合わせて可能な限り分別の強化とリサイクル率強化を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

工事の仕様により可能な場合は、こんくリーとがら、アスファルト・コンクリートがらを現場内で破砕し再利用を行うことがあるが前年度は実績なし。

引続き可能な場合は、こんくリーとがら、アスファルト・コンクリートがらを現場内で破砕し再利用を行うことがあるが現時点では予定なし。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

処理施設を保有していない為、自社では中間処理を行わない。

処理施設を保有していない為、自社では中間処理を行わない。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

自社で埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。

引続き自社で埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

■産業廃棄物の 3 R の水深と法令順守

- (1)現場での分別強化・発生量の抑制・再利用・再資源化の促進に向けた、支店内及び現場ない環境教育や環境清掃活動を通じて指導を実施した。
- (2)現場内でのBOX仕分け、分別処理、ごみくずの減量化を実施した。
- (3)法令順守に向け、中間処理及び最終処分場の着工前、施工中、処理後の立会監視を実施した。

■産業廃棄物の 3 R の水深と法令順守（継続）

- (1)発生量の抑制、再利用、再資源化等を促進する。具体的には現場内での分別強化、支店内および現場内の環境教育や環境清掃活動等を通じ、分別解体、3 R、工事管理利用等再資源化・縮減対策等の指導を強化し、更なる減量化とリサイクル率向上を目指す。
- (2)法令順守に向け、中間処理及び最終処分場の着工前、施工中、処理後の立会監視を実施する。